

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
の翌日)に
おき、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則
- 鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則
- 鳥取県立鳥取少年自然の家の使用料の徴収事務の委託
- ◇ 告 示 遊漁規則の変更の認可
- 鳥取県立鳥取少年自然の家の使用料の徴収事務の委託
- ◇ 公安告示 風俗営業等取締法による聴聞の実施
- ◇ 公 告 宅地建物取引主任者資格試験の実施
- ◇ 正 誤 昭和五十五年五月鳥取県告示第四百三十七号中訂正

規 則

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年五月三十日

鳥取県規則第二十五号

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

十 中小企業者が資源又はエネルギーの有効利用を図るための設備を設置する事業

別表中「六・五パーセント」を「七・五パーセント」に改め、同表に次のように加える。

第三条第十号に掲げる事業	七年以上一年以内	三千万円(第二条第三号に掲げる者については、四千万円)又は設備の近代化に必要な資金の三分の二以内のいずれか低い額	年七・五パーセント以内
--------------	----------	--	-------------

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の規定により貸し付けている資金に係る貸付けの条件については、なお従前の例による。

鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十六号

鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立健康増進センター管理規則（昭和五十一年四月鳥取県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「火曜日」を「土曜日」に改める。

第三条第一項第一号中「水曜日」を「日曜日」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十五年六月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百五十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 漁業権者の名称及び住所

天神川漁業協同組合 倉吉市魚町二五二九番地

二 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第二号

三 認可に係る変更の内容

遊漁料の額の変更

(一) 県内者が行うさお釣及びたも網に係る遊漁料の額を現行一年につき「二、〇〇〇円」から「二、五〇〇円」に改める。

(二) 県内者が行う投網漁業に係る遊漁料の額を現行一年につき「五、〇〇〇円」から「六、〇〇〇円」に改める。

(三) 次の区域において行う遊漁に係る遊漁料の額を現行一日につき「一、〇〇〇円」から「三、〇〇〇円」（婦人又は小学生以下にあつては、「一、五〇〇円」）に改める。

区 域

東伯郡三朝町大字穴鴨字上文の木一、二五二番地先から同町錫台四九四番地先に至る区域

東伯郡三朝町大字三徳寺字密坊一、〇五三番地先から同町馬口岩一、一二二番地先に至る区域

四 変更後の遊漁規則の施行の日

昭和五十五年五月三十日

鳥取県告示第四百五十八号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正し、昭和五十五年六月二日から施行する。

昭和五十五年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の鳥取県信用金庫の項中

湖山支店 鳥取市湖山町

湖山支店	鳥取市湖山町
高草支店	鳥取市古海

に改める。

鳥取県告示第四百五十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定に基づき、鳥取県立鳥取少年自然の家の使用料の徴収の事務を財団法人鳥取県教育文化財団に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十五号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年五月三十日

鳥取県公安委員会委員長代理

鳥取県公安委員会委員 松 岡 新 平

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十五年六月十二日 午前十時三十分から

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県警察本部内

鳥取県公安委員会委員室(県庁本庁舎七階)

二 被聴聞者の住所及び氏名

米子市上福原二、〇〇二番地 益 栄 美 嗣

公 告

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条第1項の規定により、昭和55年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

昭和55年5月30日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者
- (2) 宅地又は建物の取引に関し2年以上の実務の経験を有する者
- (3) 知事が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めたる者

2 受験申込手續

- (1) 申込受付期間

昭和55年9月1日(月)から同月5日(金)まで

- (2) 申込みの方法

ア 申込受付場所

鳥取県鳥取土木出張所、鳥取県倉吉土木出張所又は鳥取県米子土木出張所

イ 提出書類

- (ア) 受験申込書

- (イ) 受験資格があることを証明する書類(卒業証明書、実務経歴証明書等)

- (ウ) 写真2枚(申込み前3箇月以内に撮影した正面、無帽、上半身の横4センチメートル縦4.5センチメートルのもの)

- (エ) 住民票抄本1通

- (3) 受験手数料 3,000円

(受験申込書の所定欄に3,000円に相当する鳥取県収入証紙をはる)

こと。この場合、消印しないこと。) 3 試験の期日、場所等

- (1) 期日

昭和55年10月19日(日)13時から15時まで

- (2) 場所

鳥取市生山111番地 鳥取県立鳥取工業高等学校

- (3) 携行品

受験票、筆記用具及び上履

- 4 試験の内容及び方法

宅地建物取引業に関し必要な知識について筆記試験により行う。

- 5 合格者の発表

昭和55年11月28日(金)に鳥取県公報に公告するとともに、合格者にその旨を通知する。

- 6 その他

詳細については、鳥取県土木部建築課、鳥取県鳥取土木出張所、鳥取県倉吉土木出張所又は鳥取県米子土木出張所に問い合わせること。

正 告

昭和五十五年五月鳥取県告示第四百三十七号(鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一更改正について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 誤 正

五 上 鳥取県社会教育研修センター 鳥取県教育研修センター